河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第60号

河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

河川流水占用料等徴収条例(平成12年岩手県条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前

(流水占用料等の額)

第2条 県の区域内に存する河川について、法第23条の規定により流水の占 第2条 県の区域内に存する河川について、法第23条の規定により流水の占 用(水力による発電のためのものを除く。)の許可を受けた者にあっては 別表第1に掲げる流水占用料を、法第23条又は第24条の規定により水力に よる発電のための流水の占用又は土地の占用の許可を受けた者にあっては 別表第2に掲げる水力による発電のための流水占用料を、法第24条の規定 により十地の占用(水力による発電のためのものを除く。)の許可を受け た者にあっては別表第3に掲げる土地占用料を、法第25条の規定により土 石その他の河川の産出物の採取(以下「河川産出物の採取」という。)の 許可を受けた者にあっては別表第4に掲げる河川産出物採取料を納付しな ければならない。

(流水占用料等の算定方法)

第3条 「略]

- 2 占用の期間が1月未満のものについての土地占用料の額は、別表第3に より計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。
- 3 「略]

(流水占用料等の環付)

第5条 法第23条から第25条までの許可について、当該許可を受けた者の申 | 第5条 法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は法第23条の2の登録に 請に基づき、又は法第75条第2項の規定による処分により、流水の占用等

改正後

(流水占用料等の額)

用(水力による発電のためのものを除く。)の許可を受けた者にあっては 別表第1に掲げる流水占用料を、法第23条若しくは第24条の規定により水 力による発電のための流水の占用若しくは土地の占用の許可を受けた者又 は法第23条の2の規定により流水の占用の登録を受けた者にあっては別表 第2に掲げる水力による発電のための流水占用料を、法第24条の規定によ り土地の占用(水力による発電のためのものを除く。)の許可を受けた者 にあっては別表第3に掲げる土地占用料を、法第25条の規定により土石そ の他の河川の産出物の採取(以下「河川産出物の採取」という。)の許可 を受けた者にあっては別表第4に掲げる河川産出物採取料を納付しなけれ ばならない。

(流水占用料等の算定方法)

第3条 「略]

- 2 占用の期間が1月未満のものについての土地占用料の額は、別表第3に より計算した額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 「略]

(流水占用料等の環付)

ついて、当該許可<u>若しくは登録</u>を受けた者の申請に基づき、又は法第75条

をすることができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があったときは、その額を変更するものとし、既に納付した流水 占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用 料等を還付するものとする。

別表第2(第2条関係)

水力による発電のための流水占用料

ハグルによる元章が元が石川が				
	発電所の区分	金額(1年につき)		
1 揚水	(1)ア 昭和40年10月1日以後に発電	次の式により計算し		
式発電	(設備の点検のためにするもの	た額に100分の105		
所以外	を除く。以下この表において同	を乗じて得た額		
の発電	じ。)を開始した発電所	1,976円×常時理論		
所	イ 昭和40年9月30日以前に発電	水力+436円× (最		
	を開始した後に設備の増設をし	大理論水力-常時理		
	、昭和40年10月1日以後に当該	論水力)		
	増設に係る設備又はその部分を			
	使用して行う発電を開始した発			
	電所(増設以後の理論水力につ			
	いてこの項に掲げる式により算			
	出した額が、増設前の理論水力			
	について(2)に掲げる式により			
	算出した額に満たないものを除			
	< ∘)			
	(2) (1)に掲げる発電所以外の発電	次の式により計算し		
	所	た額に <u>100分の105</u>		
		を乗じて得た額		
		1,976円×常時理論		

第2項の規定による処分により、流水の占用等をすることができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があったときは、その額を変更するものとし、既に納付した流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等を還付するものとする

別表第2 (第2条関係)

水力による発電のための流水占用料

	水力による発電のための流水占用科				
発電所の区分			金額(1年につき)		
1	揚水	(1)ア	昭和40年10月1日以後に発電	次の式により計算し	
	式発電		(設備の点検のためにするもの	た額に <u>100分の108</u>	
	所以外	;	を除く。以下この表において同	を乗じて得た額	
	の発電		1,976円×常時理論		
	所	イ	昭和40年9月30日以前に発電	水力+436円× (最	
		,	を開始した後に設備の増設をし	大理論水力-常時理	
		,	昭和40年10月1日以後に当該	論水力)	
		ţ	曽設に係る設備又はその部分を		
		1	吏用して行う発電を開始した発		
		į	電所(増設以後の理論水力につ		
		l	ハてこの項に掲げる式により算		
		ļ	出した額が、増設前の理論水力		
		V	こついて(2)に掲げる式により		
			算出した額に満たないものを除		
			⟨。)		
		(2)	(1)に掲げる発電所以外の発電	次の式により計算し	
		所		た額に <u>100分の108</u>	
				を乗じて得た額	
				1,976円×常時理論	

		水力+988円× (最			水力+988円× (最
		大理論水力-常時理			大理論水力-常時理
		論水力)			論水力)
2 揚水	(1)ア 昭和48年4月1日以後に発電	次の式により計算し	2 揚水	(1)ア 昭和48年4月1日以後に発電	次の式により計算し
式発電	を開始した発電所	た額に <u>100分の105</u>	式発電	を開始した発電所	た額に <u>100分の108</u>
所	イ 昭和48年3月31日以前に発電	を乗じて得た額	所	イ 昭和48年3月31日以前に発電	を乗じて得た額
	を開始した後に設備の増設をし	{1,976円×常時理		を開始した後に設備の増設をし	{1,976円×常時理
	、昭和48年4月1日以後に当該	論水力+436円× (、昭和48年4月1日以後に当該	論水力+436円× (
	増設に係る設備又はその部分を	最大理論水力-常時		増設に係る設備又はその部分を	最大理論水力-常時
	使用して行う発電を開始した発	理論水力)}×補正		使用して行う発電を開始した発	理論水力)}×補正
	電所(次に掲げるものを除く。	係数 a		電所(次に掲げるものを除く。	係数 a
))	
	(ア)・(イ) [略]			(ア)・(イ) [略]	
	(2) 昭和40年10月1日から昭和48年	次の式により計算し		(2) 昭和40年10月1日から昭和48年	次の式により計算し
	3月31日までの間において発電を開	た額に <u>100分の105</u>		3月31日までの間において発電を開	た額に <u>100分の108</u>
	始した発電所 ((1)イに掲げるもの	を乗じて得た額		始した発電所 ((1)イに掲げるもの	を乗じて得た額
	を除く。)	{1,976円×常時理		を除く。)	{1,976円×常時理
		論水力+436円× (論水力+436円×(
		最大理論水力-常時			最大理論水力-常時
		理論水力)}×補正			理論水力)}×補正
		係数 b			係数b
	(3) (1)及び(2)に掲げる発電所以	次の式により計算し		(3) (1)及び(2)に掲げる発電所以	次の式により計算し
	外の発電所	た額に <u>100分の105</u>		外の発電所	た額に <u>100分の108</u>
		を乗じて得た額			を乗じて得た額
		{1,976円×常時理			{1,976円×常時理
		論水力+988円× (論水力+988円× (
		最大理論水力-常時			最大理論水力-常時

	理論水力)} ×補正 係数 b		理論水力) } ×補正 係数 b
[略]	<u>.</u>	[略]	·
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。